

旭川医科大学予算管理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年4月1日学長裁定)

旭川医科大学予算管理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学予算管理細則（平成27年12月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(定義) 第2条 この細則において予算とは、事業年度における教育、研究、診療その他業務運営に関する計画を明確に計数化して作成した予算（以下「予算」という。）をいう。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【改正理由】</b> 国立大学法人法の一部改正（令和4年4月1日施行）により、年度計画が廃止されることから、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(定義) 第2条 この細則において予算とは、事業年度における教育、研究、診療その他業務運営に関する計画を明確に計数化して作成した、<u>年度計画に記載される</u>予算（以下「予算」という。）をいう。</p> <p>(略)</p>